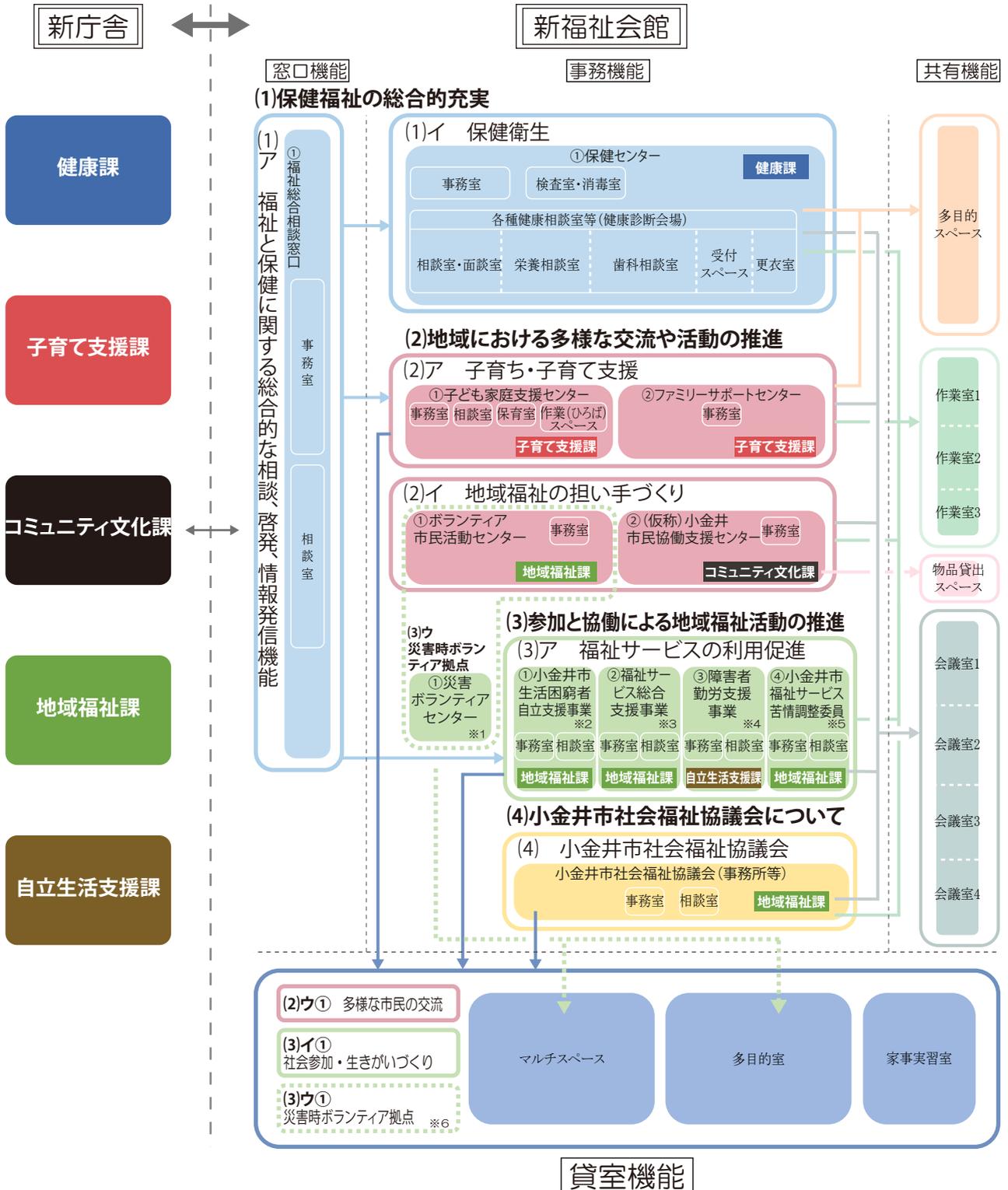


機能一覧表(3 施設の役割と事業展開)

所管課	機能名称 旧福祉会館:機能名称 目的・内容等	対象人数・利用者数 対象等/業務実績	実施頻度(年間) 実施時間等	現業務形態	想定スペース				
					用途	●事務室等	○共有 合計		
(1)保健福祉の総合的充実	福祉総合相談窓口		通年	新機能(業務委託も視野に入れて検討)					
	個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、適切な相談機関に繋ぐ、コーディネート機能を有する窓口を設置する。障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談、その他。	【新設】	【新設】	【新設】	●事務室 ●相談室	18㎡	18㎡		
(1)イ① 健康課	保健センター	各種健康相談・指導事業、特定保健事業、介護予防事業・家庭介護教室・介護予防体操等	通年	直営:相談事業等 委託:健診事業等(正規15人 非常勤7人)	●事務室 ●各種健康相談室等(健康診断会場) ●検査室・消毒室 ○会議室(共有) ○講堂等多目的スペース(共有) ○作業室(共有)	526㎡			
	市民の健康福祉の増進のため。 ①成人保健事業(健康診査、予防接種、講座等)、食育事業等 ②母子保健事業(健康診査、予防接種、講座等)、食育事業等	【成人、妊産婦、乳幼児等を対象】 ①成人検査延べ2,993人、成人健康相談・講座延べ437人 ②母子健康診査延べ3,553人、母子健康相談講座延べ4,349人、予防接種延べ1,055人(H28年実績)	①成人保健事業約15人/日 ②母子保健事業約25~250人/日。最大1日500人(歯と口の健康展)	【保健センター】 事業スペース(約580㎡)					
(2)地域における多様な交流や活動の推進	子ども家庭支援センター	0~18歳未満の子どもと家庭を対象。子育て相談3,322件、専門相談55件 親子あそびひろば利用者24,690人 (H28年実績)	通年	直営:①③、委託:②(正規4人 非常勤3人 臨時1人)	●事務室 ●相談室 ●ひろばスペース ●保育室 ○会議室(共有) ○作業室(共有) ○講堂等多目的スペース(共有)	253㎡	225㎡	1018㎡	
	ファミリー・サポート・センター	地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。	通年	業務委託	●事務室 ○会議室(共有) ○作業室(共有) ○講堂等多目的スペース(共有)	14㎡			
	ボランティア・市民活動センター	延べ500人(年間)	通年	社会福祉協議会自主事業。正職2名 非常勤5名	●事務室 ○会議室(共有) ○作業室(共有)	32㎡			
(2)イ② コミュニティ文化課	災害ボランティアセンター	ボランティア活動センター	延べ500人(年間)	通年	【本町五丁目貸借物件】 事務スペース(36㎡)、ボランティアの作業スペース(32㎡)	32㎡			
	(仮称)小金井市市民協働支援センター	市民協働支援センター準備室(ボランティアセンター内)	相談件数147件(H28年度)	通年	社会福祉協議会に委託(非常勤嘱託職員2人)	45㎡	59㎡	136㎡	
(3)参加と協働による地域福祉活動の推進	小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)	延べ885人	通年	社会福祉協議会に委託(非常勤7人)	●事務室 ●相談室 ○会議室(共有)	41㎡			
	福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい)	福祉サービス総合支援事業(権利擁護センター)	原則として市内に在住する高齢者及び障がい者を対象。相談/援助件数:8,618件(H28年度実績)	通年	社会福祉協議会に委託(正職2人 非常勤3人 臨時1人)	●事務室 ●相談室 ○会議室(共有)	32㎡	25㎡	134㎡
	障害者就労支援センター	障害者の一般就労の機会の拡大を図り、障害者が安心して働き続けられるよう、小金井市障害者就労支援センターを設置する。	一般就労を希望する在宅の障がい者(児)、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障がい者(児)、企業、事業所等に在籍している障がい者(児)等を対象。就労者/相談者:71人/8,032人(H28年実績)	随時	社会福祉協議会に委託(正職3人 非常勤3人)	●事務室 ●相談室 ○会議室(共有)	36㎡		
	小金井市福祉サービス苦情調整委員(オンブズマン)	小金井市福祉サービス苦情調整委員(オンブズマン)	市が実施し、又は関与する福祉サービス利用者を対象。苦情対応件数:9人(H28年度実績)	通年	直営(非常勤2人 オンブズマン2名)	●事務室 ●相談室 ○会議室(共有) ○作業室(共有)	18㎡		
(4)小金井市社会福祉協議会について	小金井市社会福祉協議会(事務室等)	社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じ、地域福祉の推進を図る。	通年	社会福祉協議会(25人)	●事務室 ●相談室 ○会議室(共有) ○作業室(共有)	29㎡		79㎡	
	社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じ、地域福祉の推進を図る。	※社会福祉協議会事務局のみの来客数統計はない	8時半~17時 月~金	【本町五丁目貸借物件・社協内】 事務スペース(30㎡)、相談スペース(13㎡(共有))、会議室(88㎡(共有))、印刷室(4㎡(共有))その他倉庫、ロッカー等	32㎡				
					小計	1015㎡	338㎡	1385㎡	
					多目的室・マルチスペース・家事実習室等		715㎡	715㎡	
					共用部相当			1400㎡	
					合計	1015㎡	1053㎡	3500㎡	

【機能連携イメージ図】



※1 災害ボランティアセンターは通常時、ボランティア・市民活動センター内での設置を想定
 ※2 小金井市生活困窮者自立支援事業(自立相談サポートセンター)
 ※3 福祉サービス総合支援事業(小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい)
 ※4 障害者勤労支援事業(障害者就労支援センター)
 ※5 小金井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)
 ※6 (3)ウ 災害時ボランティア拠点は、災害時にマルチスペース、多目的室を使用する
 ※7 このイメージ図は、部屋の配置、大きさ等を定めたものではありません。